

広島県告示第三百四十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十八年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

緑井三丁目二四地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十年十二月十五日広島県告示第千二号（緑井三丁目二四地区、以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存するものとする。

| 郡市・区 | | 町 | 字 | 地番 | 標柱番号 |
|---------|--|-------|--------|-------------|----------|
| 広島市安佐南区 | | 緑井三丁目 | | 五四七四番九地先道路敷 | 標柱一号 |
| 緑井町 | | 神宮山 | 五四五五番一 | | 標柱二号及び三号 |